

II 利用上の注意

1 利用上の注意

- (1) 本報告書は、平成2年10月1日現在で行われた第15回国勢調査について総務庁統計局から公表された茨城県分の第2次基本集計結果、従業地・通学地集計結果及び人口移動集計結果に若干の解説をつけてとりまとめたものである。
- (2) 特にことわりのない限り各年の数値は、国勢調査の数値である。
- (3) 小数点第1、2位の数値は小数点第2、3位を四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値と総数とは必ずしも一致しない。また、分類不能も総数に含まれるため各項目の計が総合計と一致しない場合がある。
- (4) 主な指標の算出方法

$$\text{労働力率} = \frac{\text{労働人口}}{15\text{歳以上人口}} \times 100$$

$$\text{昼夜間人口比率} = \frac{\text{昼間人口}}{\text{夜間人口}} \times 100$$

$$\text{移動率} = \frac{\text{現住所以外の場所に住んでいた人口}}{5\text{歳以上人口}} \times 100$$

- (5) 使用記号は次のとおりである。

—	零または該当数値がないもの
0.0 0.00	該当数値が掲載単位未満
...	不詳
△	負数

- (6) 本報告書における地域区分は下記のとおりである。

県北地域：日立市、那珂湊市、常陸太田市、勝田市、高萩市、北茨城市、
那珂郡、久慈郡、多賀郡

県央地域：水戸市、笠間市、
東茨城郡、西茨城郡

鹿行地域：鹿島郡、行方郡

県南地域：土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
稲敷郡、新治郡、筑波郡、北相馬郡

県西地域：古河市、下館市、結城市、下妻市、水海道市、岩井市、
真壁郡、結城郡、猿島郡

- (7) 「III 結果の概要」中の各文末（ ）内に参照すべき統計表、表及び図の番号を示した。

例：（第4表、表-14、図-8）

↓ ↓ ↓
統計表 表 図

- (8) 今回、総務庁から公表された国勢調査の結果で本報告書に収録されないもの及び本報告書につ

いての照会先は下記のとおりである。

茨城県企画部統計課人口労働グループ

〒310 水戸市三の丸1-5-38

T E L 0292-21-8111(内線) 2655, 2656, 2657

2 用語の解説

人 口

本報告書における人口は「常住人口」であり、常住人口の定義については、「調査の対象」(5ページ)を参照されたい。

年 齢

年齢は、平成2年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

国 稽

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「東南アジア、南アジア（うちフィリピン、その他）」、「その他」に区分した。

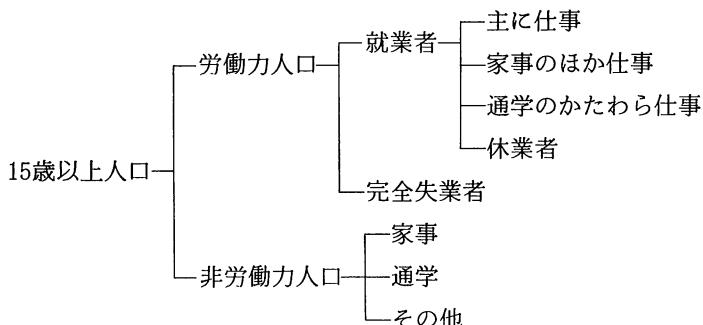
ただし、「東南アジア、南アジア」の範囲は、インド、インドネシア、ヴィエトナム、カンボデシア、シンガポール、スリ・ランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、マレイシア、ミャンマー、モルディブ、ラオスの17か国とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1. 日本と外国の国籍を持つ人－日本
2. 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

労働力状態

15歳以上の者について、平成2年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口一就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者一調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事一主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事一主に家事などをしていた、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事一主に通学していた、そのかたわら仕事をした場合

休業者一勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者一調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口一調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事一自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学一主に通学していた場合

その他一上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

雇用者一会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日雇い・

臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

役員一会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者一農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者一家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成2年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（昭和59年1月行政管理庁告示第2号）を基に、これを平成2年国勢調査に適合するよう集約して編成したもので14項目の大分類、75項目の中分類、213項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	A 農業
	B 林業
	C 漁業
第2次産業	D 鉱業
	E 建設業
	F 製造業
第3次産業	G 電気・ガス・熱供給・水道業
	H 運輸・通信業
	I 卸売・小売業、飲食店
第3次産業	J 金融・保険業
	K 不動産業
	L サービス業
	M 公務（他に分類されないもの）

教育

<在学か否かの別>

現在、学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分した。

在学者－現在、在学中の人の人

卒業者－学校を卒業して、現在、在学していない人

未就学者－在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

＜最終卒業学校の種類＞

最終卒業学校の種類は、「小学校・中学校」，「高校・旧中」，「短大・高専」及び「大学・大学院」の四つに区分した。

なお、中途退学をした人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

各区分に相当する主な学校は、下のとおりである。

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校	小学校 中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科
高校・旧中 ¹⁾	高等学校 准看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校（予科・一部・二部） 鉄道教習所（中等部・普通部） 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種予科練
短大・高専 ²⁾	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大学・大学院 ³⁾	大学 大学院

- 1) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの），大学入学資格検定規程による試験の合格者，専修学校高等課程（中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの），実業学校卒業程度検定試験合格者，高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。
- 2) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの），専修学校専門課程（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの），専門学校卒業程度検定試験合格者，高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。
- 3) 水産大学校及び気象大学校大学部（いずれも新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの），高等試験合格者等を含む。

＜在学学校の種類＞

在学者を，在学学校の種類により「小学校・中学校」，「高校」，「短大・高専」，「大学・大学院」の四つに区分した。

＜未就学の種類＞

未就学者を，「幼稚園」，「保育園・保育所」，「その他」の三つに区分した。

世帯の種類

平成2年国勢調査では，世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは，次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく
雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿
している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、
(3)は施設ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。
- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒－学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集
まり
- (2) 病院・療養所の入院者－病院・療養所などに、既に3ヵ月以上入院している入院患者の集ま
り
- (3) 社会施設の入所者－老人ホーム、肢体不自由者更正施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者－刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集ま
り
- (6) その他－住居不定者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、連れ
子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した。

- A 親族世帯－二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（営業使用人、家事使用人など）がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使
用人から成る世帯も含まれている。
- B 非親族世帯－二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- C 単独世帯－世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に
よって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯

- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により、次のとおり区分した。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

I 農林漁業就業者世帯—親族の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯—親族の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯—親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

IV 非就業者世帯—親族に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれている。

家計の収入の種類

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分した。

1. 賃金・給料が主な世帯－主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯
 - (1) 賃金・給料のみの世帯－収入が賃金・給料のみの世帯
 - (2) 農業収入もある世帯－主な収入が賃金・給料で、農業収入もある世帯
 - (3) その他－主な収入が賃金・給料で、農業収入以外の他の収入もある世帯
2. 農業収入が主な世帯－主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯
 - (4) 農業収入のみの世帯－収入が農業収入のみの世帯
 - (5) 賃金・給料もある世帯－主な収入が農業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (6) その他－主な収入が農業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
3. 農業収入以外の事業収入が主な世帯－主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入である世帯
 - (7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯－収入が農業収入以外の事業収入のみの世帯
 - (8) 賃金・給料もある世帯－主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (9) その他－主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
4. 内職収入が主な世帯－主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯
 - (10) 内職収入のみの世帯－収入が内職収入のみの世帯
 - (11) 賃金・給料もある世帯－主な収入が内職収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (12) その他－主な収入が内職収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
5. 恩給・年金が主な世帯－主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯
6. 仕送りが主な世帯－主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
7. その他の収入が主な世帯－主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引き出しなどである世帯

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の

世帯員がいないもの）をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、いずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

なお、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせたものを高齢世帯という。

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、更に「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

通勤・通学者のみの世帯—世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

その他の世帯—通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯（通勤・通学者以外の世帯員の構成）

高齢者のみ—65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ—65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女子のみ—65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女子のみ

高齢者と女子のみ—65歳以上の者と6～64歳の女子のみ

幼児のみ—6歳未満の者のみ

幼児と女子のみ—6歳未満の者と6～64歳の女子のみ

女子のみ—6～64歳の女子のみ

その他—上記以外

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・

学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯—「間借り」以外の5区分に居住する世帯

持ち家－居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家－その世帯の借りている住宅が県営又は市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家－その世帯の借りている住宅が住宅・都市整備公団又は県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用促進事業団の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家－その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅－勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り－他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅－従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人口で、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外－自市区町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合

他市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

自市内他区－常住地が12大都市（札幌市、仙台市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）にある者で、同一市（都）内の他区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村－従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他県－従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しにくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船

の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

（昼間人口と夜間人口）

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

例 A市の昼間人口の算出方法

$$A\text{市の昼間人口} = A\text{市の常住人口} - A\text{市からの流出人口} + A\text{市への流入人口}$$

通 勤 者

通勤者とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。

通 学 者

通学者とは、非労働力人口のうち、調査週間に、学校に通っていた者をいう。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校のほか、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校などの各種学校、専修学校が含まれるが、幼稚園は含まれない。また、学校の在学者であっても、調査週間中の労働力状態によって「労働力」に含まれる者は、ここにいう「通学者」とはならない。

なお、本書においては、15歳以上通学者のみ結果表章している。

利用交通手段

従業地又は通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類を、次のとおり区分した。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計した。なお、JRとJR以外の鉄道が相互に乗り入れしている鉄道路線を利用している場合は、利用している区間がJRの区間かJR以外の鉄道の区間かによって利用交通手段を決定した。

I 利用交通手段が1種類

- 1 徒歩だけー徒歩だけで通勤又は通学している場合
- 2 JRーJRの電車・気動車を利用している場合
- 3 JR以外の鉄道・電車ーJR以外の電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
- 4 乗合バスー乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
- 5 勤め先・学校のバスー勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合

- 6 自家用車－自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
- 7 ハイサー・タクシーハイサー・タクシーを利用する場合（雇い上げのハイサー・タクシーを利用している場合も含む。）
- 8 オートバイ－オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
- 9 自転車－自転車を利用している場合
- 10 その他－船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

II 利用交通手段が2種類

- 11 JR及びJR以外の鉄道・電車
- 12 JR又はJR以外の鉄道・電車及び乗合バス
- 13 JR又はJR以外の鉄道・電車及び勤め先・学校のバス
- 14 JR又はJR以外の鉄道・電車及び自家用車
- 15 JR又はJR以外の鉄道・電車及びオートバイ又は自転車
- 16 その他利用交通手段が2種類

III 利用交通手段が3種類以上

通勤・通学時間

通勤・通学時間とは、ふだん利用している交通手段による自宅から従業先又は通学先までの通常の所要時間（片道）をいう。

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、5年前に居住していた場所をいう。平成2年国勢調査では、昭和60年10月1日の前後を通じてふだん居住していた場所について調査し、次のとおり区分した。

現住所－現在と同じ場所

自市区町村内－調査時における常住地と同じ市町村（12大都市の場合は同じ区）

自市内他区－12大都市について、同じ市の他の区

県内他市区町村－同じ都道府県内の他の市区町村

他県－他の都道府県の場合

国外－日本以外の場合

なお、5年前には当該地域に居住していたが、調査時には他の地域に居住していた者は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に含めて表章した。

世帯の移動類型

一般世帯を、5歳以上親族人員の5年前の常住地からの移動状況により、次のとおり区分した。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族（営業使用人、家事使用人など）の移動は考慮していない。

I 全親族人員が移動の世帯－全親族人員の5年前の常住地が現住所でない世帯

- (1) 全親族人員の5年前の常住市区町村が同一の世帯－全親族人員の5年前の常住地が現住所以外

の同一市区町村である世帯

(2) 一部親族人員の5年前の常住市区町村が異なる世帯－全親族人員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち、5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村と異なる親族人員がいる世帯

II 一部親族人員が移動の世帯－一部の親族人員の5年前の常住地が現住所でない世帯

III 親族人員に移動者のいない世帯－全親族人員の5年前の常住地が現住所の世帯